

安心して毎日を過ごせるように ～成年後見制度の活用を～

認知症、知的障害、精神障害などの理由で自分で判断することが難しくなった人は、不動産や預貯金の管理、介護・福祉サービスを利用するための手続きや契約などを結ぶことが難しい場合があります。このような人を支援するのが「成年後見制度」です。

今回の特集では、住み慣れた地域で安心して暮らせる権利を守る成年後見制度をご紹介します。

問 障害福祉課 ☎ 27-9981 FAX 30-9231
高齢福祉推進課 ☎ 23-9660 FAX 30-9231

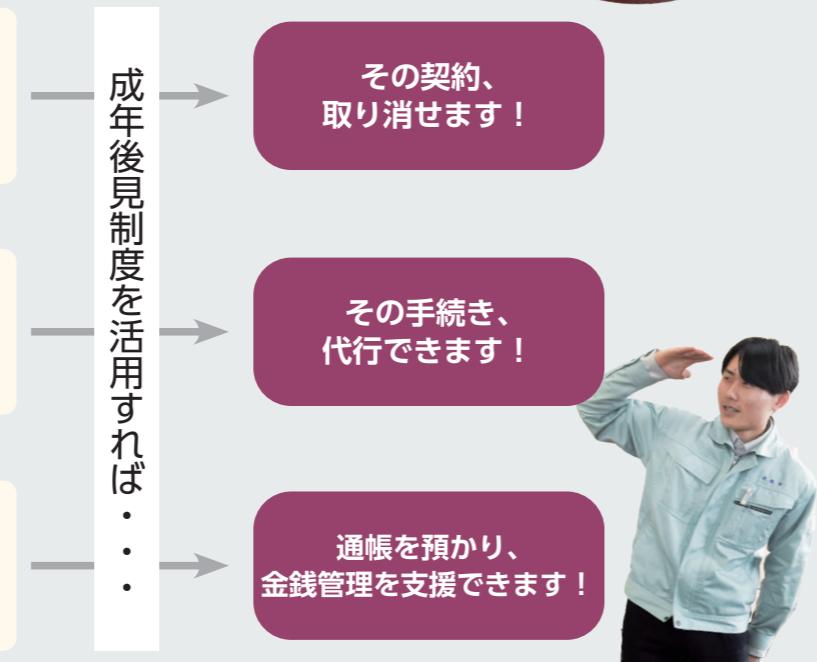
こんなとき、成年後見制度が役立ちます



たとえば、こんなときです！

- 一人暮らしをする認知症の疑いのある父が、必要なないウォーターサーバーや、高額な布団を買わされた。
- 認知症の母の代わりに銀行へ手続きを行ったが、「本人でないと出金や預金の解約ができない」と言われた。
- 知的障害がある娘の金銭管理をしているが、自分も高齢でいつまで続けられるか不安。娘の将来が心配です。

あなたの身の回りで、心当たりはありませんか？



制度の仕組みを知ろう

法定後見制度は、本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。また、現在判断能力が十分な人も、将来認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、財産管理や身上保護を本人に代わって行う人と支援の範囲を決めておく任意後見制度もあります。

法定後見制度



- | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 成年後見人
原則、すべての手続きや契約を代行します。 | 保佐人
財産に関わる重要な手続きや契約を支援します。※
<small>※家庭裁判所が定める範囲で行います。</small> | 補助人
一部の重要な手続きや契約を支援します。※ |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|

Q A 成年後見人ってどんな人がなるの？

ご本人をよく知る親族のほか、司法書士や弁護士、社会福祉士などの専門職が選ばれます。家庭裁判所が、本人の状況に合ったふさわしい人を決めます。



親族

ご本人の生活や性格をよく理解している身近な存在です。信頼でき、金銭管理などを適切に行える18歳以上の人などが選ばれます。

専門職の人

法律や福祉の知識を生かして成年後見人の役割を担います。公平な立場から財産管理や契約手続きなどを支援します。

Q A 何をしてくれるの？

成年後見人などができるることは大きく「財産管理」と「身上保護」の2種類。本人の意思を尊重しながら、お金の使い方や、さまざまな契約・手続きなどを支援します。

一方、実際の介護や家の支援、医療行為の同意や、身元引受人となることなどはできません。

- 財産管理**
- 預貯金の管理
 - 税金や光熱水費などの支払い
 - 遺産分割 など

- 身上保護**
- 介護・福祉サービスの利用手続き
 - 施設への入退所の手続きや、費用の支払い
 - 要介護認定の申請 など

Q A 費用はかかるの？

専門職が成年後見人などに就くときは、報酬が発生します。金額は本人の財産の額や支援の内容に応じて家庭裁判所が決定しますが、おおむね月額2～6万円になることが多いとされています。

一方、親族が就く場合も報酬は請求できますが、家族として支えるという性格もあり、無報酬にしたり、専門職より低めの額にとどめることも少なくありません。

その他、申立てに必要な診断書など、状況に応じて書類の作成に費用が必要になります。

